平成２８年（フ）第２２８９号
横浜市神奈川区反町１丁目11番地８　ベトンハウス403号
債務者　山崎　守康
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　創吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６２６号
愛知県北名古屋市沖村天花寺59番地、従前の住所愛知県北名古屋市鹿田天王山71番地
債務者　鈴木　　悟
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　孝征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月23日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８号
静岡県掛川市大坂2992番地の１
債務者　高木　義広
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
島根県大田市久利町行恒348番地
債務者　後藤　辰也
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２２０号
岐阜県各務原市那加桐野町４丁目19番地１（メゾン河合304）、前住所岐阜県各務原市鵜沼各務原町５丁目235番地２
債務者　太田　　衛
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２５８号
北海道紋別市大山町１丁目６番地の27
債務者　苅屋　信夫
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５５号
秋田県湯沢市皆瀬字長石田21番地
債務者　髙橋ゆり子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第５８３号
福岡県中間市岩瀬３丁目21番８号　トレス中間壱番館105号
債務者　松本　頼親
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６１１号
北九州市小倉南区富士見２丁目２番３―501号
債務者　鈴木　　忍
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６４０号
北九州市八幡西区南王子町12番24―202号
債務者　渡邉　聖子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７１号
三重県志摩市浜島町浜島970番地４
債務者　山本　憲子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月２日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
北海道旭川市亀吉２条３丁目２番５号
債務者　井澤　貞利
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前10時
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５５号
北海道旭川市末広４条２丁目５番21号　左
債務者　塚本ミネ子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５号
大分県豊後高田市高田2833番地６
債務者　酒井　幸光
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月12日午後１時20分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１５号
静岡県浜松市南区白羽町2379番地の２　C11―204、前住所愛知県知立市西丘町西丘90番地18　ノブサンスクエア205号
債務者　山中　大孝
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３９３６号
大阪市港区市岡１丁目１番６―506号
債務者　大瀧　　彩
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部